

## 山之口運動公園自動販売機設置事業者 募集要項

山之口運動公園施設指定管理者  
一般社団法人都市スポーツコミッション

### 1. 目的

都市スポーツ拠点施設 山之口運動公園（以下「当施設」という。）の指定管理者である一般社団法人都市スポーツコミッション（以下「当社」という。）では、施設利用者の利便性の確保とサービスの向上を図るため、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及びイベント前後での補充・回収管理ができ、取りまとめを行える設置事業者（以下「設置者」という。）を下記のとおり募集します。

### 2. 公募物件

山之口運動公園 宮崎県都市山之口町花木2381番地4

No	設置場所	設置台数
1	体育館内	1. 飲料等自販機 1 台
2	体育館入口	1. 飲料等自販機 2 台 2. 冷凍自販機 1 台
3	第2駐車場（エントランス）	1. 飲料等自販機 1 台
4	補助競技場	1. 飲料等自販機 2 台
5	児童公園	1. 飲料等自販機 1 台
6	健康の森	1. 飲料等自販機 1 台 2. 冷凍自販機 1 台

※詳細については、別紙1、2のとおり

### 3. 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

※当施設は、現在建設中であり、自販機の設置は、当該建設工事の進捗状況によって変更する場合があります。

※設置期間満了日以降については、契約期間満了の1か月前までに当社または双方から申出がある場合には、契約を延長することがある。

### 3. 応募資格要件

応募者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当施設の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 法人にあつては都市内に本店、支店又は営業所等のサービス拠点を有し、個人に

あつては都城市内で継続して1年以上事業を営んでいること。

- (3) 自販機の設置業務において、都城市内で自ら商品補充やペットボトル等の回収などの管理運営実績が、3年以上であることを有していること。
- (4) 過去の営業等において、法令等に違反し、罰則を受けたことがないものであること。
- (5) 市税及び国税（消費税及び地方消費税）について滞納がないこと。
- (6) 応募する法人、法人の役員等または個人が、都城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (7) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続の申し立ての事実があるものにあつては、当該申し立てに基づく更生手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けていること。

#### 4. 設置条件

##### (1) 販売品目

- ① 販売品目はペットボトル・缶・ビン等の密閉式の容器入りの清涼飲料水やお菓子類とする。ただし、酒類の販売は行わないこととする。
- ② また、複数台設置するにあたり、飲料の内容に偏りがないよう配慮すること。
- ③ なお冷凍自販機については、申込がなかった場合は、飲料等自販機を設置することとする。

##### (2) 設置機種

- ① 省電力やノンフロン対応など、環境に十分配慮したものであること。
- ② 利用者の利便性向上のため、電子マネー決済や QR 決済のキャッシュレス決済に対応した自販機を設置すること。
- ③ 設置においては、外形寸法を超えないものとし、転倒防止版を設置するなど、転倒防止対策を行うこと。 ※外形寸法には、加熱余地を含む。
- ④ 電気配線等については、当施設のものを使用すること。
- ⑤ 電気使用量を計測するための小メーターを取り付けること。

#### 5. 設置事業者の決定方法

- (1) 物件番号に複数の事業者の申込があつた場合は、「6.選定基準」に基づき決定する。
- (2) 冷凍自販機を設置予定場所については、冷凍自販機の申込及び提案があつた場合は、冷凍自販機の申込内容を優先することとし、申込が複数の場合は、(1)と同様に決定する。

#### 6. 選定基準

- ① 月額販売手数料
- ② スポーツ施設を鑑みた提案書

## 7. 審査項目・配点

6. 選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

なお、申込事業者から提出された申請書等を審査した結果、最高得点を得た応募者が複数存在し、その評価が同一水準である場合には、月額販売手数料によって選定します。

選定基準	審査項目		配点
① 月額販売手数料	飲料等自販機	冷凍自販機	50
	15%…20	10%…20	
	16～20%…25	11～15%…25	
	21～30%…30	16～25%…30	
	31～40%…35	26～35%…35	
	41～45%…40	36～40%…40	
	46～50%…45	41～50%…45	
	51%以上…50	51%以上…50	
② スポーツ施設を鑑みた提案書	利用者サービスの向上及び利用者増への取組に関する提案		50
	要望対応への反映		
	その他（施設の効用の発揮に関する提案、販売品目一覧及び設置を希望するカタログ等）		

## 8. 納品期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月9日（水）まで

※納品に当たっては、事前に当社と日時等の調整を必ず行うこと。

※当施設は、現在建設中であり、自販機の設置は、当該建設工事の進捗状況によって変更する場合がある。

## 9. 費用負担要件

- (1) 自販機の設置、移転及び撤去等に要する費用は、設置者が負担すること。
- (2) 毎月の販売額（税抜）に応じた手数料率を乗じた額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって月額販売手数料とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、四捨五入するものとする。なお、種別に応じた最低手数料率は、下表のとおりとし、それ以上の手数料率にて応札するものとする。

種別	最低手数料率
飲料等自販機	15%
冷凍自販機	10%

※1台ごとの最低手数料率とする。

- (3) 自販機に係る電気料金については、月額販売手数料とは別に、当社が算定して半年

毎に請求する。

## 10. 売上報告

- (1) 自販機ごとに、毎月の販売数量、販売額及び販売手数料額が明記された明細書（販売品目及び販売価格の種類別の明細書）を作成し、翌月の 15 日までに報告すること。
- (2) 毎月の手数料を当社の指定口座に翌月の末日までに振り込むこと。  
※振込手数料は設置者の負担とする。

## 9. 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充や金銭管理等の自販機の維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
- (3) 自販機の故障及び問合せについては、設置者の責任において対応すること。また、自販機前面に緊急連絡先を明記すること。
- (4) 自販機のサンプルステージ内や紙幣硬貨投入口、商品搬出口など定期的に清掃を行うこと。また、自販機周辺の清掃等を実施し、環境の美化に努めること。
- (5) 日本自動販売システム機械工業会作成の「自販機堅牢化基準」及び「自販機の据付基準」を遵守し、防犯対策、安全対策に努めること。
- (6) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置すること。なお、回収ボックスは、設置場所等については当社と協議すること。
- (7) 使用済み容器等は設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。回収については、週に 1 回以上は必ず実施すること。また、当社より回収の依頼があった場合は、要請に応じること。
- (8) 清掃については、月に 1 回は実施すること。
- (9) 盗難等により商品及び設置機器が汚染又は損傷したときは、設置者の負担により速やかに復旧すること。

## 11. 利用上の制限

- (1) 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、当社の指示に従うこと。
- (2) 商品の具体的な構成については落札決定後、事前に当社と協議を行うこと。

## 12. 原状回復

設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

### 13. 設置工事

- (1) 設置者が自販機を設置するに当たって、土台工事を必要とする場合、他の自販機と高さを統一すること。
- (2) アンカーの設置や転倒防止用のプレート等を設置する場合、当社に詳細な工事内容を提示し、許可を得なければならない。

### 14. その他

- (1) 設置者は、設置までの間、諸準備等を行うとともに、当社が指定する打合せ等に参加し、協議及び調整を行うこと。なお、打合せ等の参加に要する経費は、全て設置者の負担とする。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとし、協議及び調整の過程で、提案書類の内容を変更する場合がある。

### 15. 申込方法

申込を希望する者は、参加資格を有することを証明した上で、物件番号ごとに応募申込書を作成し提出しなければならない。

#### (1) 応募申込受付期間

令和7年2月25日(火)から3月10日(月)まで

※最終日は、16時までに必着

※選定結果については、3月12日に決定者に通知する。

#### (2) 提出書類(提出部数 各1部)

	提出書類	備考
1	登記事項証明書	・法務局で発行する「履歴事項 全部証明書」または「現在事項 全部証明書」 ・提出する3か月以内に発行されたもの ・写し可
2	役員等一覧	※様式第1号
3	滞納のない証明書(市税)	・提出する3か月以内に発行されたもの
4	滞納のない証明書 (消費税及び地方消費税)	・提出する3か月以内に発行されたもの
5	誓約書	※様式第2号
6	応募申込書	※様式第3号
7	販売品目一覧	※様式第4号
8	設置を希望する機器のカタログ	
9	提案書	・様式は問いません

※「6 応募申込書」、「7 販売品目一覧」は、申し込む物件番号ごとに作成すること。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問については、文書により受け付ける。募集要項等に関する質問書（様式第5号）に必要事項を記入の上、メール、持参又は郵送にて2月28日（金）までに提出すること。

※郵送の場合は必着とし、持参の場合は16時までとする。

(4) 応募書類及び質問の提出先

一般社団法人都城市スポーツコミッション

〒885-8555 都城市姫城町6街区21

T E L : 0986-36-8420

E-mail : [r.kasamuta@msc2022.com](mailto:r.kasamuta@msc2022.com)